○東北地方整備局告示第百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十七年五月十三日

東北地方整備局長　縄田　正

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類　一般国道397号改築工事（小谷木橋工区）及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　なし

２　使用の部分　岩手県奥州市水沢区羽田町字中袋及び字上小谷木、真城字中河原及び字明神堂並びに佐倉河字下谷起地内

岩手県奥州市水沢区羽田町字上小谷木地先河川敷地及び真城字中河原地先河川敷地

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県奥州市水沢区羽田町字中袋地内から同市水沢区東中通り二丁目地内までの延長1,399ｍの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道397号改築工事（小谷木橋工区）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道397号改築工事（小谷木橋工区）」（以下「本体事業」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第69条の規定により、法第３条各号の一に規定する事業に該当するものとみなされる都市計画事業であるとともに、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路等の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である岩手県は、都市計画事業である本体事業の施行について、東北地方整備局長より平成26年２月25日付けで都市計画法第59条第２項に基づく事業の認可を受けていることなどから、本体事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められ、併せて本体事業の施行に伴う附帯工事についても、これを遂行する充分な意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道397号（以下「本路線」という。）は、岩手県大船渡市を起点とし、気仙郡住田町、奥州市等を経由して、秋田県横手市に至る延長146.3㎞の幹線道路である。

本路線の起点である大船渡市及びその周辺の沿岸地域（以下「三陸南沿岸地域」という。）は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸には多くの漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んであったが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域である。

本路線は、大船渡市と岩手県内陸部に位置する奥州市を連絡する道路であることから、地域住民の地域内交通に利用されているとともに、物流等による通過交通にも利用されているほか、東日本大震災により被災した三陸南沿岸地域の復興に必要な人的支援、物資、作業車両、資材等の供給における輸送路としても機能している重要な路線であり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき岩手県防災会議が策定した岩手県地域防災計画において、第１次緊急輸送道路に指定されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車線幅員及び最小曲線半径を満たさない線形不良区間が存在し、交通事故が発生しているほか、一級河川北上川水系北上川を横断する小谷木橋は、老朽化により随所で損傷が見受けられ、補修工事による通行止めが行われるなど、地域の主要な幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本体事業の完成により、線形等の良好な道路が整備され、自然災害時等における現道の代替路が新たに確保されるなど、緊急輸送ネットワーク機能の向上が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年10月に任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、平成24年11月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているヒメシロチョウ、準絶滅危惧として掲載されているヤマトシジミが確認さ

れているが、いずれも周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオキナグサ及びデンジソウが確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、起業者は、岩手県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する都市計画事業であり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和26年５月28日に都市計画決定され、平成23年３月29日及び平成25年８月20日に変更決定された都市計画と、基本的内容について整合している。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良区間が存在し、交通事故も発生していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、奥州市長を会長とする国道397号整備促進期成同盟会から、本体事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、使用の範囲は、すべて本件事業の用に一時的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認

められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県奥州市役所

第６　使用の手続が保留されている起業地　岩手県奥州市水沢区真城字中河原及び字明神堂地内

岩手県奥州市水沢区真城字中河原地先河川敷地